

特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会（以下「本法人」という。）定款第18条第3項の規定に基づき、本法人の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 本法人は、定款第18条第1項の規定にかかわらず、当分の間、役員に対しての報酬を一切支給しない。ただし、旅費等については研修会等講師派遣規則によるものとする。

(規程の変更)

第3条 この規程は、総会の決議によって変更することができる。

附則 この規程は、平成30年6月10日から施行する。

特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会 職員給与支給規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会（以下「本法人」という。）の職員等への給与の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(正職員の給与の支給等)

第2条 本法人の職員の給与の支給等の詳細は、「一般職の職員の給与に関する法律」の規定を準用する。

(一般社団法人日本臨床整形外科学会職員に対する給与の支給)

第3条 一般社団法人日本臨床整形外科学会との間で取り交わした合意書に基づき、同団体職員に対する給与は、その者の携わる業務の難易等により、次の各号に掲げる金額のうちのいずれかを支給する。

- (1) 5,000 円
- (2) 10,000 円
- (3) 15,000 円
- (4) 20,000 円
- (5) 25,000 円
- (6) 30,000 円
- (7) 35,000 円
- (8) 40,000 円
- (9) 45,000 円
- (10) 50,000 円

2 前項に掲げる給与額は、理事長が速やかに決定し、毎月 20 日（支給日が金融機関の休日の場合は、順次前日に繰り上げる。）に支給する。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規程は、平成29年8月18日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月20日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会	事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日
-----	--------------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	10,000 円
賛助会員受取会費	1,880,000 円
受取寄附金	18,881,000 円
受取利息	70 円
雑収入	2,000,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	22,771,070 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		23人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用者である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		4人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳												
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況								
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任年月日	
藤野 圭司		理事			○							平成 25 年 1 月 15 日 就任
田邊 秀樹		理事			○							平成 25 年 1 月 15 日 就任
林 承弘		理事			○							平成 27 年 4 月 1 日 就任
二階堂 元重		理事			○							平成 25 年 1 月 15 日 就任

原田 昭	理事	○								平成 25 年 1 月 15 日就任
長谷川 利雄	理事	○								平成 25 年 1 月 15 日就任
新井 貞男	理事	○								平成 25 年 1 月 15 日就任
伊藤 隆義	理事	○								平成 27 年 4 月 1 日就任
浦門 操	理事	○								平成 27 年 4 月 1 日就任
大内 怜次郎	理事	○								令和元年 5 月 26 日就任
奥村 栄次郎	理事	○								令和元年 5 月 26 日就任
佐藤 公一	理事	○								平成 25 年 1 月 15 日就任
角南 義文	理事	○								平成 27 年 4 月 1 日就任
田中 洋次郎	理事	○								平成 25 年 1 月 15 日就任
那須 耀夫	理事	○								平成 27 年 4 月 1 日就任

橋口 兼久		理事								平成 25 年 1 月 15 日 就任
藤田 芳憲		理事								平成 29 年 5 月 28 日 就任
三宅 信昌		理事								平成 25 年 1 月 15 日 就任
宮田 重樹		理事								令和元年 5 月 26 日 就任
山崎 生久男		理事								平成 27 年 4 月 1 日 就任
渡部 仁吉		理事								平成 25 年 1 月 15 日 就任
久保谷 康夫		監事								令和元年 5 月 26 日 就任
小見山 満		監事								平成 25 年 5 月 19 日 就任
鄭 仁秀		監事								平成 25 年 1 月 15 日 就任 令和 3 年 1 月 22 日 退任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
会計伝票 (振替伝票)	単票	随時	10年
仕訳日記帳	会計ソフト (やよい) 使用 ルーズリーフ	随時	10年
総勘定元帳	会計ソフト (やよい) 使用 ルーズリーフ	随時	10年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	10年
固定資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	年1回	10年

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		○する しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会
-----	--------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。			✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合			
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの			
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者			
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者			
二 暴力団の構成員等 ^(註2)			
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人			
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人			
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。			
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人			
6 次のいずれかに該当する法人			
イ 暴力団			
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無		有・〇無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無		有・〇無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無		有・〇無
二	暴力団の構成員等の有無		有・〇無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		はい・〇いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		はい・〇いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人		はい・〇いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		はい・〇いいえ
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団		はい・〇いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		はい・〇いいえ